

事務所通信

令和4年10月1日施行

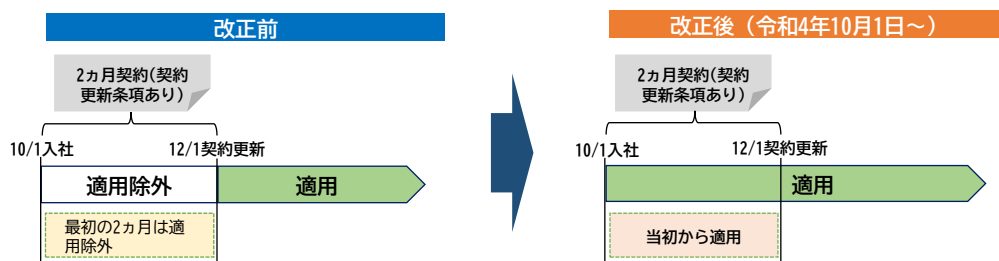
健康保険・厚生年金被保険者の勤務期間要件の変更

年金機能強化法により2ヵ月以内の期間を定めて雇用される方は被保険者から除外（適用除外）され、所定の期間を超えて引き続き雇用される場合には、その時点から被保険者資格を取得するとされてきました。

令和4年10月1日以降は、2ヵ月以内の期間を定めて雇用され、その定めた期間を超えて雇用されることが見込まれない方については適用除外とすることに変更され、当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても、以下のいずれかに該当する方は「2ヵ月以内の雇用契約が更新されることを見込まれる」として雇用期間の当初から健康保険・厚生年金の被保険者となります。

雇用期間が2ヵ月以内であっても適用される場合

- ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」明示されている場合
 - イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合
- ※ ただし、ア又はイに該当する場合であっても、2ヵ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて雇用しないことについて労使双方が合意しているときは、「2ヵ月以内の雇用契約が更新されることを見込まれる」場合には該当しないこととして取り扱われます。この場合の労使双方の合意は書面による合意（メールによる合意を含む）が必要となります。



被保険者資格の勤務期間要件Q&A

問

2ヵ月以内の雇用契約が更新される見込みがなかった者について、契約開始後に状況が変わり契約更新されることが見込まれることになった場合、被保険者資格取得日はいつになるか。

(答) 契約の更新が見込まれるに至った日に被保険者資格を取得することになります。

問

2ヵ月以内の雇用契約が更新されることが見込まれていた者について、契約開始後に状況が変わり、契約更新を行わないことになった場合、契約期間の途中で被保険者資格は喪失するのか。

(答) 2ヵ月以内の期間を定めて雇用された者で、雇用契約が更新されることが見込まれていたが、結果的に契約更新を行わないこととなった場合でも、契約期間の途中で被保険者資格は喪失しません。

問

2ヵ月以内の雇用契約の締結が、数日の間を空けて繰り返し行われる場合、被保険者資格は取得するのか。

(答) 事業主と被保険者との間で次の契約更新の予定が明らかであるような事実が認められるなど、就労の実態に照らして事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断できるときには、最初の雇用契約の期間から被保険者資格を取得することになります。

被保険者資格の勤務期間要件変更(R4.10.1施行)の詳細は「[www.mhlw.go.jp > heurei > doc > tsuchi](http://www.mhlw.go.jp/houre/doc/tsuchi)」をご参照ください

令和4年度の雇用保険料率

令和4年度雇用保険料率は令和4年4月1日から事業主負担の保険料率が変更されました。また、令和4年10月1からは事業主負担と労働者負担の保険料率が変更になっていますのでご注意ください。

- ・令和4年4月～ 事業主負担の保険料率が変更
- ・令和4年10月～ 事業主負担、労働者負担とも保険料率が変更

【令和4年度雇用保険料率】

負担者	事業の種類	令和4年4月1日～令和4年9月30日			令和4年10月1日～令和5年3月31日		
①労働者		雇用保険料率（労働者負担）			雇用保険料率（労働者負担）		
		失業給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率	失業給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
	一般の事業	3/1,000			5/1,000		
	農林水産・清酒製造の事業	4/1,000			6/1,000		
	建設の事業	4/1,000			6/1,000		
②事業主		雇用保険料率（事業主負担）			雇用保険料率（事業主負担）		
		失業給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率	失業給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
	一般の事業	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000
	農林水産・清酒製造の事業	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000
	建設の事業	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000
①+②		雇用保険料率			雇用保険料率		
		失業給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率	失業給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
	一般の事業	9.5/1,000			13.5/1,000		
	農林水産・清酒製造の事業	11.5/1,000			15.5/1,000		
	建設の事業	12.5/1,000			16.5/1,000		

雇用保険料の詳細は「<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>」をご参照ください。

重要なお知らせ

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の受付停止

労働時間の短縮や年次有給休暇取得促進に向けた環境整備を実施した事業主に対して助成される働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）は、申請及び予算残額の状況により、申請期限の令和4年11月30日前の10月4日で一旦受付が停止されています。

受付再開は未定ですが、再開する場合は厚生労働省のホームページでお知らせするとされています。

働き方改革推進支援助成金の詳細は「<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>」をご参照ください。

ねんきん豆知識（Pension Bits of knowledge）

確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大

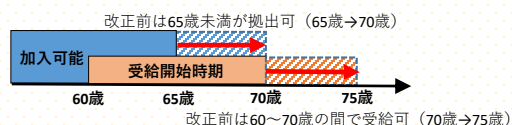
年金機能強化法により国民年金、厚生年金の受給開始時期の選択肢の拡大等の改正がされておりますが、確定拠出年金法についても改正され受給開始時期の選択肢が拡大されています。

＜受給開始時期の選択肢の拡大(2022年4月施行)＞

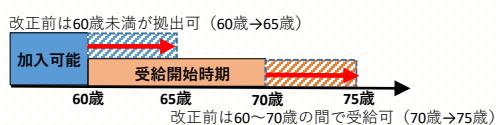
○ 企業型確定拠出年金（企業型DC・個人型DC（iDeCo））

確定拠出年金については、60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択することになっていましたが、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、上限年齢が75歳に引き上げられました。

<企業型DC>



<個人型DC (iDeCo) >



確定拠出年金の詳細は「<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>」をご参照ください。